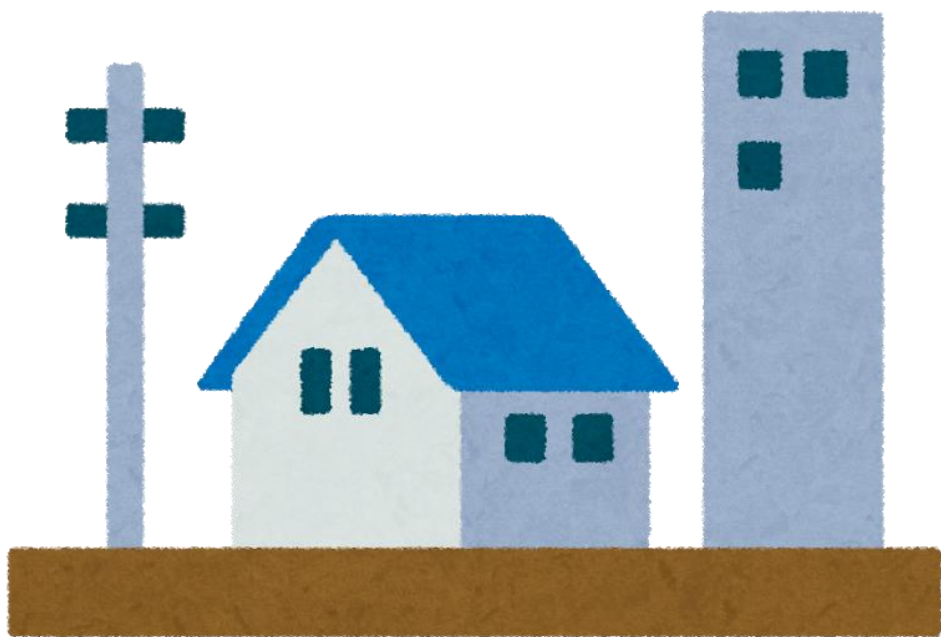


災害時にまずこれを開く！

災害対応ブック

First Mission Book



平成29年3月

長岡京市議会

まず、

「長岡京市防災ハザードマップ」で やることの確認を！

● 落ち着いて安全の確保を！



1. まず身を守り、安全を確保しましょう。
2. まわりの状況を確認し、逃げ道を確保しましょう。
3. 情報を収集し、避難するか待機するか決めましょう。



大雨のとき

5 ページ～



地震のとき

45 ページ～



「長岡京市防災ハザードマップ」は
市ホームページでも見られます。

議会・議員の対応

● 連絡体制の確立

- ◎ 議員は、議会事務局との連絡体制を確立し、自身の安否連絡をする。
→事務局からの報告要請の電子メール等に返信する。



議会事務局 : gikai@city.nagaokakyo.lg.jp / 075-955-3148

● 地域での支援活動を

- ◎ 議員は、自身の安全を確保した上で、地域において、市民の安全確保や避難所への誘導、被災者の救出・支援等を率先して行う。



● 情報の収集と共有を

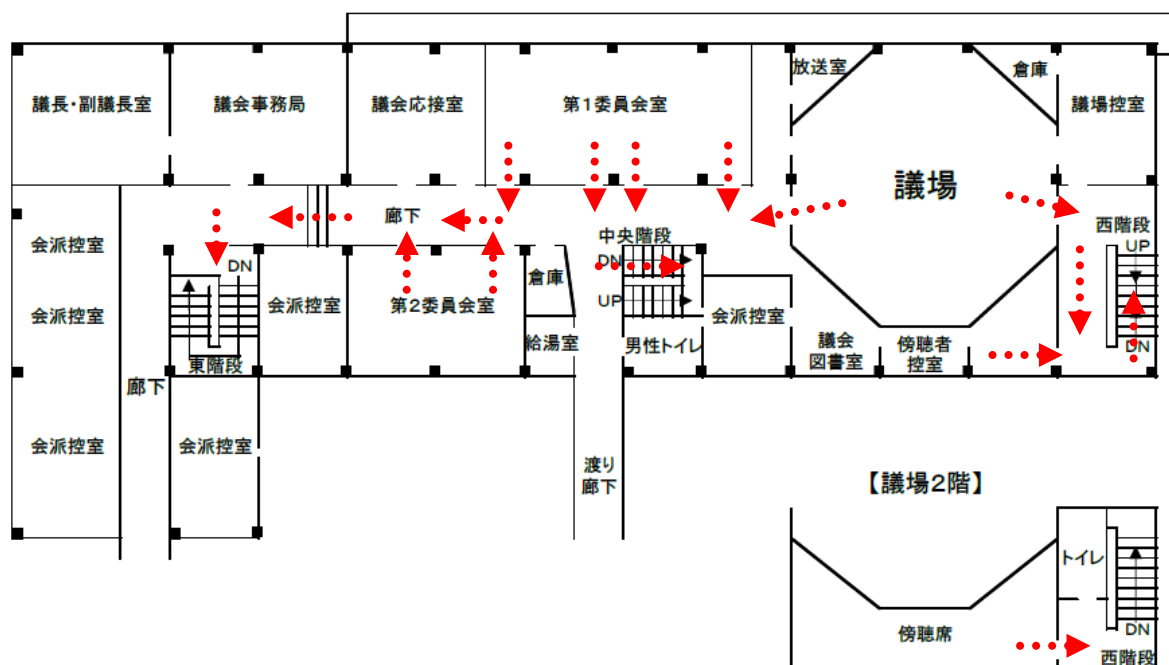
- ◎ 議員は、地域における被災状況や被災者の要望等の情報収集に努め、必要に応じ、議会事務局に情報を提供する。
- ◎ 議会事務局は、市災害対策本部等の情報を速やかに収集し、議長に報告の上、議員に情報を提供する。
- ◎ 議長、副議長及び議会運営委員長は、速やかに登庁し、情報収集に努め、当面の市議会の対応等について協議・調整を行う。



議会開会中の対応

●直ちに会議を止め安全を確保する

- ◎議長又は委員長は、直ちに会議を休憩又は散会し、議会事務局職員に傍聴人等の避難誘導その他安全確保のための対応を指示する。
- ◎議員は、速やかに自身の安全を確保し、被災者がある場合には、その救出・支援を行う。
- ◎議員は、議会での待機を原則とし、地域での活動等に配慮し、状況に応じて行動する。



- ◎避難時は、速やかに近くの扉・階段から避難する。
- ◎傍聴者は、事務局職員が傍聴席から階段へ適切に誘導する。

災害時における議会对応指針

【目的】

市議会は、市民を代表する議事・議決機関として、常に市民の負託に応え、その機能を存分に発揮する役割を担うとともに、市内で大規模な災害が発生した場合においては、被災市民の救援や災害の復旧のために、市と連携し、非常時に即応した機能を果たすことが求められる。

このことを踏まえ、災害発生時に、市の災害対応を支援、協力しながら、市議会及び議員がどのように対応をすべきか、共通の認識を持ち、迅速かつ適切な行動がとれるようその対応指針を定めるものである。

【想定する災害】

○地震

市域で震度5弱以上の地震が発生したとき。
震度4以下の場合でも局地的に相当規模の被害が発生する場合。

○風水害

市域に気象特別警報が発表されたとき。
特別警報は発表されていないが局地的に相当規模の被害が発生したとき。

○地震及び風水害以外の災害

(航空災害、鉄道災害、道路災害、危険物等災害、林野火災、広域停電、原子力災害等)

突発的なものは地震に準じ、そうでないものは風水害に準じる

【基本的な対応方針】

市議会は、災害が発生したときは、市が災害対策本部等を設置し主体的な対応を進めることから、災害の状況に応じた必要な体制を整備するとともに、市が災害対応に全力で専念し、応急活動を円滑に実施できるよう協力する。

- (1)市議会は、災害時においても、議事・議決機関として議会機能の維持に努める。
- (2)議員は、地域の一員として、市民の安全確保と応急対応等に最大限努力する。
- (3)議長は、会派及び議員へ適切な情報の提供を行うとともに、会派及び議員から提供される地域の情報や要望等を一元化し、市の災害対策本部等に伝達する。
- (4)市議会は、実際に災害が発生した際に、本指針に基づく対応ができるよう必要な訓練や研修等に努める。

【議会及び議員の行動原則】

(1)連絡体制の確立

①議員は、速やかに自身の安全を確保した上で、議会事務局へ安否を連絡する。これを受け、議会事務局は議長に報告する。

〔報告時期〕議会事務局から安否確認報告要請の電子メール等を送信し、それに返信する。

〔連絡方法〕1. 電子メール 2. 電話

②議員は、常に議会事務局との連絡体制を確立する。
※事前に気象特別警報(大雨特別警報、暴風特別警報、暴風雪特別警報及び大雪特別警報)が発表される可能性がある場合にも、常に連絡体制を確立する。

(2)地域での活動

①議員は、自身の安全を確保した上で、地域において、市民の安全確保や避難所への誘導、被災者の救出・支援等を率先して行う。

(3)情報の提供と共有

①議員は、地域における被災状況や被災者の要望等の情報収集に努め、必要に応じ、議長もしくは議会事務局に情報を提供する。

②議会事務局は、市災害対策本部等の情報を速やかに収集し、議長に報告の上、議長の指示により議員に情報を提供する。

③議長、副議長及び議会運営委員長は、速やかに登庁し、事務局等からの現状報告を受けるなど情報収集に努め、当面の市議会の対応等について協議・調整を行う。

【議会運営の原則】

(1)会議(本会議・委員会)中に災害が発生した場合

①議長又は委員長は、直ちに会議を休憩又は散会し、議会事務局職員に傍聴人等の避難誘導その他安全確保のための対応を指示する。

②議員は、速やかに自身の安全を確保し、被災者がある場合には、その救出・支援を行う。

③議員は、議会において待機することを原則とするが、地域での活動等を行えるよう配慮し、状況に応じて行動する。

(2)災害対応のための会議の招集

①議長は、必要と認める場合は、当面の市議会の対応等について協議・調整を行うため、幹事会などを開催する。

②議長は、必要と認める場合は、議会運営委員会委員長に議会運営委員会の開催を要請する。

(3)議長に事故がある場合の対応

①議長が事故等により不在となった場合は、次の順に対応する。

1. 副議長
2. 議会運営委員会委員長

【議会事務局の対応】

(1)議会事務局は、議長の秘書及び特命に関する事項などの議長が特に指示する場合を除き、次のとおり対応する。

①事務局長及び次長は、議長を補佐し、災害等の情報収集に努め、議長及び議員へ情報提供するとともに、議長及び議員からの情報を市の災害対策本部等に伝達する。

②庶務担当係長は、市の災害対策本部の事務に従事するとともに、事務局長及び次長を補佐し、議長及び議員との連絡調整に努める。

③その他の事務局職員は、市の災害対策本部の事務に従事することを基本とし、災害の状況及び議会運営等を考慮して議会業務に従事する。

【その他】

(1)議長は、本指針に基づく対応ができるよう、安否確認や情報伝達、AED操作など、必要な訓練や研修等を実施するものとする。

(2)議長は、訓練や研修等を通じ、改善が必要な事項が生じた場合には、本指針について必要な見直しを行うものとする。

(3)議員は、情報収集の手段として長岡京市防災情報お知らせメールの登録を必ず行うものとする。

